

地域において持続可能な民泊の法制化を求める意見書

近年、核家族化、少子・高齢化等により、我が国の空き室、空き家が増加の一途をたどっています。その数は平成25年の時点で約820万戸、そのうち耐震性等を備え、駅から1キロメートル以内にある賃貸用のものだけでも約137万戸に上ります。

また、我が国を訪れる外国人旅行者が急増しており、昨年には、平成24年のほぼ3倍に当たる2,400万人を突破しました。さらに、政府は、東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年の時点で、これを4,000万人とする目標を掲げており、宿泊施設の不足が懸念されています。

これらの課題に対応するため、政府は、既存住宅等を宿泊施設にできる、いわゆる民泊の法制化を検討しており、遊休資産の有効活用による地域経済の活性化や、管理が行き届いていない空き家等の適正な管理による住環境の改善が期待されています。

しかし、一方で、我が国とは全く異なった文化や環境の中で育った外国人旅行者が地域において住宅等を利用することから、こうした旅行者と地域住民との間では、互いの安全と安心を確立するため、気配りと協力によるきめ細かい対応が求められます。

よって、国会及び政府は、観光の振興と地域社会の健全な発展の両立に向け、さまざまな課題への対応を総合的に進めながら、民泊を地域において持続可能なものとするため、その法制化に当たり、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 国の法令に基づき地域住民と旅行者が安全に安心して民泊制度を運用することが可能となるよう、国が責任を持って必要な基準を定めること。
2. 民泊の運営に関する実態を監視し、さまざまなトラブルに迅速かつ適切に対処する体制を国の責任において整備すること。
3. 地域の実情に応じて適切な民泊の運営がなされるよう、地方公共団体が条例の制定により地域独自のルール等を構築することができるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年3月28日

枚方市議会議長 大塚光央

〈提出先〉

衆議院議長

参議院議長

総務大臣

厚生労働大臣

国土交通大臣

規制改革担当大臣